ID: 203

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	預かり保育料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第4条第2項
例規番号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

（預かり保育料）

第4条　預かり保育料は、別表第2に定めるとおりとする。

2　市長は、預かり保育を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める預かり保育料を徴収するものとする。

3　前項の預かり保育料の納期は、預かり保育を利用した日の属する月の翌月末日までとする。

別表第2（第4条―第5条の2関係）

1　預かり保育料

(1)　市立幼稚園

区分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額900円
上記以外の日	日額450円

(2)　市立認定こども園

区分			預かり保育料
当該認定こども園に在籍している者	春季、夏季及び冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	日額1,300円
		午前9時から午後2時まで	日額800円
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円
	上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	日額1,000円
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円
当該認定こども園に在籍していない者	利用料		日額2,000円
	給食費		日額500円

2　延長保育料

（表省略）

3　病児保育料

（表省略）

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日